

週休2日制確保モデル工事実施要領（建築・電気・機械工事）新旧対照表

新	旧
<p><b>1 目的</b></p> <p>本要領は、<b>公共工事の品質確保の促進に関する法律</b>の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する<b>建築工事・電気設備工事・機械設備工事</b>の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 対象工事</b></p> <p>原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、<b>原則発注者指定型</b>とする。</p> <p>ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。</p> <p><b>4 用語の定義</b></p> <p><b>(1) 通期の週休2日</b></p> <p>工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。</p> <p><b>(2) 月単位の週休2日</b></p> <p>通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上</p>	<p><b>1 目的</b></p> <p>本要領は、<b>改正品確法</b>の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 対象工事</b></p> <p>原則として全ての工事をモデル工事の対象とする。</p> <p>ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。</p> <p><b>4 用語の定義</b></p> <p><b>(1) 週休2日</b></p> <p>工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。</p>

に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

**(3) 完全週休2日**

月単位の週休2日を達成し、かつ土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を協議により変更した現場閉所日に読み替えるものとする。

**(4) 4週8休以上**

略

**(5) 現場着手日**

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

**(6) 現場完成日**

略

**(7) 対象期間**

略

**(8) 現場閉所日**

略

**(2) 完全週休2日**

対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

**(3) 4週8休以上**

略

**(4) 現場着手日**

現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

**(5) 現場完成日**

略

**(6) 対象期間**

略

**(7) 現場閉所日**

略

<p>5 モデル工事の実施</p> <p>5-1受注者希望型</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 工事成績評定への反映</p> <p>    <b>週休2日</b>を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。</p> <p>    なお、<b>通期の週休2日</b>が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点を行わない。</p> <p>5-2発注者指定型</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 補正の実施</p> <p>    当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により<b>通期の週休2日</b>の補正を行う。</p> <p>    <b>通期の週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</b></p> <p>(3) 工事成績評定への反映</p> <p>    <b>週休2日</b>を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。</p> <p>    なお、<b>通期の週休2日</b>が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。</p>	<p>5 モデル工事の実施</p> <p>5-1受注者希望型</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 工事成績評定への反映</p> <p>    <b>4週8休以上の現場閉所</b>を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。</p> <p>    なお、<b>4週8休以上の現場閉所</b>が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点を行わない。</p> <p>5-2発注者指定型</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 補正の実施</p> <p>    当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により補正を行う<b>もの</b>とし、<b>4週8休以上の現場閉所</b>が達成できなかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</p> <p>(3) 工事成績評定への反映</p> <p>    <b>4週8休以上の現場閉所</b>を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。</p> <p>    なお、<b>4週8休以上の現場閉所</b>が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。</p>
--	---

## 6, 7略

### 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。  
なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

### 附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

### 附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

## 別添 週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

### 1 補正の実施

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）（令和6年3月22日付け国営積第13号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

## 6, 7略

### 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。  
なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

### 附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

### （新設）

## 別添 週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

### 1 補正の実施

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改正）（令和2年6月23日付け国営積第4号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

2 工事成績評定への反映（要領 5 5-1 (4) 及び5-2 (3) 関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日	2 点
月単位の週休 2 日・通期の週休 2 日	1 点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られ なかった場合	- 1 点

2 工事成績評定への反映（要領 5 5-1 (4) 及び5-2 (3) 関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日	2 点
4 週 8 休以上	1 点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られ なかった場合	- 1 点